

七尾市障害者活躍推進計画

機関名	七尾市
任命権者	七尾市長、七尾市教育委員会、七尾市病院事業管理者
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
七尾市における障害者雇用に関する課題	<p>本市においては、積極的な採用活動を行っており、令和7年11月1日時点では、法定雇用率2.8%を下回っているものの、実雇用数は充足している。</p> <p>今後、法定雇用率を充足するためには、障害者雇用の促進をさらに進めていく必要があり、これら職員の採用及び定着のために、一層の体制整備や担当する職務の拡大を図っていかねばならない。</p>
目標	
(1)採用に関する目標	<p>【実雇用率】 当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>1. 七尾市（病院含む） 令和8年度の法定雇用率：2.8% （令和7年6月1日時点の本市の実雇用率：2.46%）</p> <p>2. 七尾市教育委員会 令和8年度の法定雇用率：2.8% （令和7年6月1日時点の本市教育委員会の実雇用率：1.8%）</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況により把握・進捗管理を行う</p>
(2)定着に関する目標	<p>障害のある職員の定着を促進し、離職者を出さない。</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
(3)キャリア形成に関する目標	<p>【担当する職務の拡大】</p> <p>障害のある職員の活躍の場を拡大する。</p>

取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用の促進・継続を図るために必要な施設・設備の設置や、その他諸条件の整備を遂行するため、障害者雇用推進者（課長級）を選任し、責任者として障害者雇用の推進を行う。 ○職業生活に関する相談及び指導を行うため、障害者職業生活相談員（担当職員）を選任する。 ○必要に応じて、組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、障害者雇用推進チーム、支援担当者等）を整備するとともに、組織外の関係機関（石川労働局、七尾公共職業安定所等）と連携し、情報を共有する。 ○障害のある職員や、職場で支援にあたる管理監督者が相談できる窓口を人事課内に設置する。相談者の意向等を踏まえ、必要に応じて産業医等とも連携を図る。
(2)人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○七尾市障害者職業生活相談員に選任された者は、障害理解を深め、障害のある職員を適切に支援するため、必要な研修の受講に努める。 ○障害のある職員の新規受入れ職場に対し、障害のある職員と共に働くにあたっての心構えなどを配置前に周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者一人ひとりの特性・能力等を把握した上での、障害者と業務の適切なマッチングが必要である。そのため、現に勤務する職員に対して聞き取りや必要に応じて面談を行うなど、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検証する。 ○新規採用時をはじめ定期的な面談を活用し、個々の業務が対応できているか点検し、必要に応じて改善する。 ○各課へのヒアリング等を行った上で、障害の特性に応じて職務の拡大を図っていく。

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1)職務環境	<p>○個々の要望を踏まえ、就労支援機器の購入（例：音声読み上げソフト、筆談支援機器）等を検討することとする。また、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の見直し等を検討する。</p> <p>○きめ細かな面談により、個々の状況や必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置の検討をする。</p>
(2)募集・採用	<p>○障害者の採用にあたり、複数の勤務形態の設定に努める。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害のある受験者を排除する。 ・自力で通勤できることを条件とする。 ・介助者なしで業務遂行できることを条件とする。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」を条件とする。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
(3)働き方	○各種休暇を柔軟に活用し、個々の状況に応じた働き方を推進する。
(4)キャリア形成	<p>○本人の設定した目標や経験に応じた業務分担や職務選定を検討する。</p> <p>○本人の希望等も踏まえ、実務研修等の受講を促進する。</p>
(5)その他の人事管理	<p>○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握及び体調配慮を行う。</p> <p>○中途障害者である職員（在職中に疾病・事故等により障害者となった職員をいう。）については、円滑な職場復帰のための職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方及びキャリア形成のあり方について調整を行う。</p>
4. その他	
	○自治体による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障害者の活躍の場を拡大できるよう努める。

■資料

七尾市における障害者雇用等の状況

障害者雇用促進法では、地方公共団体の責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めなければならないとされ、障害者の雇用の場の確保に向けて、民間企業等よりも高い法定雇用率が設定されています。

【七尾市（病院含む）】

（各年6月1日現在）

	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
算定基礎職員数	936.5人	795.5人	783.5人	795人	810.5人
障害者数	23人	23人	19人	22.5人	18.5人
実雇用率	2.46%	2.89%	2.43%	2.83%	2.28%
法定雇用率	2.8%	2.8%	2.6%	2.6%	2.6%
不足人数	3人	0人	1人	0人	3人
備考	R7.11.1付達成		R5.6.26付達成		R3.9.1付達成

【七尾市教育委員会】

（各年6月1日現在）

	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年
算定基礎職員数	139人	132.5人	141人	132人	132.5人
障害者数	2.5人	4.5人	4.5人	6人	4人
実雇用率	1.8%	3.4%	3.19%	4.92%	3.77%
法定雇用率	2.8%	2.8%	2.6%	2.6%	2.6%
不足人数	0.5人	0人	0人	0人	0人
備考	R7.11.1付達成				